

船舶インシデント調査報告書

令和6年4月24日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（舵故障）
発生日時	令和5年9月2日 06時00分ごろ
発生場所	岩手県洋野町八木港東南東方沖 八木港導灯（前灯）から真方位122° 3.7海里付近 （概位 北緯40° 18.9′ 東経141° 49.8′）
インシデントの概要	遊漁船永昌丸は、航行中、舵が効かなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和5年9月14日、主管調査官（仙台事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	遊漁船 永昌丸、5トン未満（長さ9.95m）
船舶番号、船舶所有者等	200-26133岩手、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南、風力 2、視界 良好 海象：波高 約1.5m
インシデントの経過	<p>本船は、船長ほか1人が乗り組み、回航の目的で、青森県八戸市から岩手県釜石市釜石港に向けて航行中、八木港東南東方沖で、突然、舵が効かなくなった。</p> <p>船長は、本船の元所有者を通じて海上保安庁に救助を要請し、本船は、海上保安庁から要請を受けた公益社団法人日本水難救済会の船舶により八木港にえい航された。</p> <p>本船は、入港後、修理業者により、発電機を駆動するベルトが経年劣化で切断し、油圧ポンプに電力が供給されずに停止したことで舵が効かなくなったことが判明した。</p> <p>船長は、これまで、出港前点検を行っていなかった。</p> <p>元所有者は、これまで、発電機の点検及び整備を適切に行っていなかった。</p>
分析	本船は、発電機の点検及び整備が適切に行われていない中、航行中、発電機を駆動するベルトが切断して油圧ポンプに電力が供給されずに停止したことから、舵が効かなくなり、運航不能となったものと考えられる。
原因	本インシデントは、本船が、発電機の点検及び整備が適切に行われていない中、航行中、発電機を駆動するベルトが切断して油圧ポンプに電力が供給されずに停止したため、舵が効かなくなったことにより、発生したものと考えられる。

再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 船長は、出港前点検を適切に行うこと。・ 船舶所有者は、発電機等の点検整備を適切に行うこと。
--------------	--